

熱中症に関する業務委員会 会社の熱中症対策では不十分！ 死者が出てからでは遅い！

本部は6月26日、「乗務員の熱中症による体調不良に関する申し入れ(申第23号)」に基づく業務委員会を開催しました。

J R 東海労は、この間熱中症に関して幾度となく改善の申し入れを行ってきました。しかし、ことごとく会社が要求を拒否した結果として、乗務員が倒れ病院に搬送される事態が起きました。社員が倒れ、マスコミが問題にしたから仕方なく改善した程度の今回の改善策では根本的な熱中症対策にはなりません。まして、熱中症は、単に暑いことだけが問題ではなく、日常的にかけられる精神的なプレッシャーも大きな要因です。本部は、安全と健康を守るには、何よりも、現場の社員の声に耳を傾けることであることを強く主張しました。

J R 東海労は、熱中症対策の更なる改善を求めて闘います。

<「申第23号」に対する会社回答>

1. 今回の事象について事実経過を詳細を明らかにすること。

【回答】

運転士について

平成27年5月25日当該運転士は、名古屋駅から第2328F列車に乗務していたところ、安城駅進入時に踏切内にてショッピングカートと触車し停車した。現場の確認及び車両点検を実施、約20分後に運転を再開した。その後相見駅から幸田駅間走行中に体調不良（手足のそびれ等）を感じ指令に報告。同区間で乗務を中止し、救急車で搬送された。

車掌について

平成27年5月25日当該車掌は、大垣駅から第2328F列車に乗務していたところ、相見駅から幸田駅間走行中に運転士が体調不良となり停車したため、その旨を指令に報告し、運転士の介抱にあたっていた。その後、先の踏切に到着した救急車を認めたため、救急隊を迎えに行き、救急隊とともに列車に戻ったあと、運転士を降ろすために、貫通路に避難梯子を設置し、運転士を救急隊に引き継いだ。運転再開後、息切れや手足がしびれる症状を認めたため、豊橋駅到着後自区に報告し、救急車で搬送された。

2. 今回の事象の原因について詳細を明らかにすること。

【回答】

運転士について

救急車で搬送された後、検査にて異常は認められなかったが「症状・経過より熱中症と思われる」との所見であった。これ以上詳細な所見は得ていないが、現場確認と車両確認のため車外に出て作業をしたことにより、この後に軽い脱水症状となったと思われる。

車掌について

救急車で搬送された後、検査にて異常は認められなかったが、「高温下の運動後の気分不良」との所見であった。これ以上詳細な所見は得ていないが、車外にて運転士救護のため奔走したことにより、この後に症状が現れたものと思われる。

3. 再発防止対策について明らかにすること。

【回答】

熱中症対策について、これまでも水分補給の呼びかけや、体調管理の啓発などを行ってきたが、引き続き必要な対策をとっていく。

具体的には、5月27日、制服の夏服への切替を前倒し実施。6月1日、水分補給の際のルール変更（こまめな水分補給の指示・事後報告の不要）。6月15日、制服の着用ルールの変更（上着の着用省略可能の場合の追加。車外作業時。運輸区から駅庁舎間の移動時。その他熱中症のおそれのある時）である。

4. 会社は27日以降、東海鉄道事業本部、静岡支社管内の職場で、夏服への移行時期を前倒しするとしたが、新幹線鉄道事業本部、関西支社管内の職場ではこのような対策は行われていない。今回の事象に鑑み、新幹線鉄道事業本部、関西支社管内の各職場においても夏服への移行時期を直ちに前倒しすること。

【回答】

所属長が、地域の実情等により必要と認めた時は着用期間を変更できる。

5. 会社は乗務員や駅社員の制服の着用について、上着やネクタイの省略を認めてこなかったが、こうした姿勢が今回の事態を招いたといえる。今後、同様の事態を発生させないため、制服の着用については気温に合わせて弾力性を持たせること。具体的には社員の判断により上着やネクタイの省略ができるようにすること。

【回答】

制服のデザインについては、これまでも快適性や機能性等の観点から必要に応じて仕様変更や項目の見直しを実施してきており、今後も必要があれば改善を行っていく考えであるが、企業イメージやサービスに対する当社の姿勢として現行のデザインを維持することが必要であると考えている。接客制服のデザインは、ネクタイも含めて一体のものであることから、現行のままネクタイを省略することは考えていないが、接客夏服やダブルの素材直しに続き、夏用接客シャツ・ズボン・制帽の素材の通気性や吸汗即汗性を向上させたものに見直し、平成25年度より順次導入している。なお鉄事、支社毎に制服上着の着用ルールを定め、すでに実施しているところである。

6. 夏季には、夏服を着用していても熱中症となることが想定される。熱中症防止の

ため、新幹線乗務員や在来線乗務員、および駅社員の夏服上着やネクタイの省略を認め、開襟シャツを貸与すること。

【回答】

5. に同じ。

7. 会社は乗務中の水分補給については、指令の了解を得てからとし、さらには乗務報告書に記載することを乗務員に義務づけているが、これによって乗務員は水分補給を躊躇することになる。このような取扱いが熱中症予防の観点からも直ちにやめ、乗務中の水分補給は本人の判断で行えるようにすること。

【回答】

乗務員には体調管理のため、詰所等で各自水分補給を行うよう指導しており、一部で乗務中の水分補給時に指令への報告や、乗務報告書への記載をしていたケースがあったが、この6月よりそれらの報告は不要としている。

対策発表前に組合と協議をすべき！

組合：このような大変な事態になった会社の感想を聞きたい。

会社：結果として体調不良を起こしてしまい、列車の遅れが出てお客様にご迷惑をかけてしまった。重く受け止めている。

組合：社員のことに對する受け止めは。

会社：社員の体調も見なくてはいけない。重く受け止めている。

組合：会社は、今回の事態に對して、対策を発表したが、その前に組合と協議をする考えはなかったのか。

会社：対策は、会社が責任を持ってやることである。

組合：事象は事故である。もっとよりよい対策を作るために労使協議を対策の発表前に開催すべきである。

会社：速やかにやることをやってきた。

組合：事前に労使協議をすれば、多くの対策を集めることができたのではないか。

会社：スケジュールの手配もあり労使が集まれる状況ではなかった。

組合：直ちに集まって労使協議をすべきである。今後も良い改善案があれば改善をするのか。

会社：申し入れが出されたので、この場で議論し会社が判断していく。

組合：この間熱中症については、労使協議の場でさんざん議論してきているが、組合の改善案は取り入れられなかった。今回社員が倒れ、マスコミにたたかれてからの対策である。結果からの対策だ。ここに会社の姿勢が表れている。

会社：結果としてそのようになったが、制服の改善やクーラーの設置などやれることはやってきた。不足はあったかもしれないが。

組合：今回の会社の実施した対策では不十分である。この対策で、熱中症は完全に防げていると思っているのか。

会社：熱中症の発生原因は、体調不良、睡眠不足、前日の酒の飲み過ぎ、朝食を摂らなかった等のこともある。個人の体調管理も要因のひとつである。ネッククーラー、制服の素材の見直しもしている。できることはやっている。

組合：それだけでは、不十分だ。要因はそれだけではない。

熱中症の原因の一つは管理者の追及にある！

組合：乗務員が、これまで乗務中に水分補給をした場合、指令に報告をすることとなっていた。会社は、その理由を「のどの渇きを感じる環境下にいるということなので、指令がそれを把握するため」としていたが、今回指令への報告を不要とした。考え方に変わりはあるのか。

会社：考え方は変わらない。体調不良になり、乗務員が運転継続が難しい状況になった時点で報告をしていた。運転中に飲み物を飲むことは、お客様の声もありルールを作ってきた。今回そのようなルールが望ましいのかを検討してきた。しかし、体調不良の時には「水飲みます」「体調大丈夫です」と報告することに変わりはない。

組合：乗務員は、指令に報告し自区に返って乗務報告書を作成提出させられる。その後、体調管理についての追及がされることが嫌で水を飲まないのだ。それが熱中症の原因となる。

会社：会社は、水を飲んでいる運転士は、体調不良ということで把握してきた。それは個人の取り方である。

組合：会社から車外の作業では上着を省略することができると説明があったが、新幹線車掌のホームでの停車中の列車看視は、上着を脱いでも良いということか。

会社：熱中症のおそれのある時であると考ええる。

組合：途中駅の停車時間は5分以上である。ホームはとても暑い。自分で判断してよいのか。

会社：業務が続けられない状況と考えるが、個別のことについてはこの場では答えられないので後日報告する。

在来線の車掌は白服の廃止を！

組合：在来線の車掌の特急列車に乗車する行路ではダブルの白服はやめろという声が圧倒的に多い。一般の接客の夏服とすること。

会社：意見は色々ある。ダブルの白服を着たいという人もいる。意見は聞いておく。

組合：静岡地区の車掌の多くは白服ダブルはやめられたいと言っている。廃止すること。

炎熱サプリは摂取したいときに服用とすること！

組合：炎熱サプリを職場に置いているが、服用は何時するのか。

会社：箇所により個別にルールを作っている。

組合：休憩中以外は服用を止している職場がある。10時間以上続けて作業している職場では服用する時がない。

会社：10時間続けて作業し、休憩時間がないこと事態が問題だと思うが、事実なら言ってもらいたい。確認をする。

組合：撮取したいときに撮取できるようにすること。

被服細則は閲覧できるようにすること！

組合：制服の着用は、所属長が認めなければ着用方法は変えられないのか。それは何が根拠となっているのか。

会社：夏服の着用期間は6月1日と被服細則に決められている。現場長が認めることについても細則に基づいている。

組合：その細則は社員が見られるところにあるのか。

会社：特に社員が閲覧できるものではない。申し入れがあれば労働組合に伝える。

組合：社員にあらかじめ周知しておけば、着用について対応ができるのではないか。

会社：細則については聞かれれば答える。

ノーネクタイは社会的に常識！

組合：会社は、制服のデザインについて、これまでも快適性や機能性等の観点から必要に応じて仕様変更や項目の見直しをしてきているとしているが、快適性とは着た人でないと分からない。所属長が決めるのではなく乗務員の判断とすること。日の当たる乗務員室は冷房が効かない。以前運転士は、上着を脱いでワイシャツに名札を付けて運転をしていた。上着の着用は、乗務員の判断とすべきである。

会社：業務中は、上着を羽織ってネクタイを締めてお客様に対応することとなっている。

組合：ノーネクタイでも社会的に理解が得られるのではないか。国会の中でも認められている。クールビズは十分浸透している。ブランドクオリティーで制服の着用について決めているが、JR東日本は、ボタンダウンのシャツにノーネクタイで爽やかである。そもそも、制服の着用で苦情があったのか。

会社：分からない。

組合：会社は、デザインを変える考えはないと言うが、ネクタイを外し働きやすい爽やかなデザインとすること。

会社：そのような考えはない。

組合：そのような姿勢だから今回のように社員が倒れ長時間列車を止める事象が発生した。ネクタイを外していなかったために、このような事態を招いたのではないか。

会社：タラレバの話である。

組合：夏に、首を絞めるようなネクタイ着用はJR東海会社だけである。そのようなJR東海は世間の常識から外れている。ネクタイのない夏服が世間の常識であり、JR東海は世間からは非常識な会社と思われている。

安全や命よりも制服のデザインが重要なのか！

組合：社員は日常的に会社から精神的なプレッシャーを掛けられている。このプレッ

シャーこそ熱中症の大きな要因である。

会社：熱中症は、個々人の体調管理に原因がある。

組合：水の飲み方、指令への報告、乗務報告書の作成等があったから、水分補給をしなかった。管理者からの厳し過ぎる指導がプレッシャーで熱中症になる。

会社：認識の違いである。

組合：制服のデザインと命とどちらが大切か。

会社：そう言われれば命である。

組合：職場から、安全のために夏はネクタイを外したデザインに制服を変えろと声が上がっている。

会社：安全輸送を損なってはいけないことは当然である。

組合：今回の事象は大事に至らなかったから良かったが、このままでは最悪の事態となると考える。安全と健康を命を守るには、何よりも現場の社員の声に耳を傾けることである。最悪の事態とさせないために、制服の改善等を行うこと。

以 上